条約送付及び通知

七月十日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

七月十日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律

人事異動

内閣

熊谷　洋

林国務大臣秘書官に任命する

林国務大臣附を命ずる

外林　邦夫

林国務大臣秘書官に任命する

林国務大臣附を命ずる（以上七月一日）

西尾　進

判事に任命する

伊藤　廣永

判事（広島高等裁判所判事）

願により本官を免ずる（以上七月十日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　北嶋　良蔵

福井地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（七月十日）

官庁報告

官庁事項

株式会社商工組合中央金庫の特別準備金について

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十八条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫から平成21年６月30日付け80企第２号をもって「特別準備金の額の見通し及びその根拠について」が下記のとおり報告されたことから、同条第二項の規定に基づき、その内容を公示する。

平成21年７月14日　財務大臣　与謝野　馨

経済産業大臣　二階　俊博

株式会社商工組合中央金庫の特別準備金の額の見通し及びその根拠について

１．平成21年３月期（第80期）の特別準備金の額

4,008億円

２．平成22年３月期（第81期）の特別準備金の額の見通し及びその根拠

⑴　平成22年３月期（第81期）の特別準備金の額の見通し

4,008億円（前年同期比　変わらず）

⑵　特別準備金の額の見通しの根拠

平成22年３月期（第81期）は欠損のてん補及び国庫納付のいずれも予定していないため

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月十四日

中部近畿産業保安監督部長　清水　篤

一　名称　エア・ウォーター・メンテナンス株式会社

二　住所　大阪府堺市西区築港新町二丁六番地四十

三　指定地域　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

四　指定の区分　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設の保安検査

五　指定年月日　平成二十一年七月一日

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、宮崎労働局の関係事業主を代表する者高橋洋の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年７月14日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成21年７月24日

４　推薦書及び添付書類提出先　宮崎労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

七月十日（金）

○一般案件（抜粋）

一、公共サービス改革基本方針の一部変更について（決定）（内閣府本府）

公告

諸事項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第５３１号

東京都千代田区丸の内３丁目１番１号　国際ビル６階　清水大谷総合法律事務所

申立人　不在者多田ヤス不在者財産管理人　弁護士　清水紀代志

本籍不詳、最後の住所川崎市幸区塚越３丁目395番地、死亡の場所不詳、死亡とみなされる日昭和44年１月30日、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不明

被相続人　亡　多田　ヤス

事務所東京都千代田区丸の内３丁目１番１号　国際ビル６階　清水大谷総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水紀代志

横浜家庭裁判所川崎支部

平成２１年（家）第１２１９号

名古屋市中村区椿町７番９号

申立人　愛知県信用保証協会

本籍名古屋市名東区神丘町２丁目12番地、最後の住所名古屋市名東区社が丘１丁目1701番地　ジェネラスマンション本郷102号、死亡の場所名古屋市天白区、死亡年月日平成18年５月29日、出生の場所岐阜県山県郡高富町、出生年月日昭和５年７月18日、職業不詳

被相続人　亡　寺町　和雄

事務所名古屋市中区丸の内２－７－５　丸の内ＦＳビル４階　かえで法律事務所

相続財産管理人　弁護士　服部　文彦

名古屋家庭裁判所

平成２１年（家）第５０４１号

滋賀県東近江市五個荘川並町544番地

申立人　奥井　忠男

本籍滋賀県神崎郡南五個荘村大字川並135番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所不詳、死亡年月日昭和31年２月８日、出生の場所不明、出生年月日弘化２年９月22日、職業不明

被相続人　亡　塚本　みと

事務所滋賀県東近江市佐野町403番地６

相続財産管理人　岡田　史枝

大津家庭裁判所彦根支部